

入札公告

一般競争入札に付しますので、公告します。

令和8年9月24日

奈良市鳥獣対策被害防止対策協議会
会 長 異 一 孝

1 入札に付する事項

- (1) 物 品 名 令和8年度 鳥獣被害防止施設整備事業 獣害防止柵資材一式
- (2) 納品場所 忍辱山町地内
- (3) 納 期 令和8年11月20日まで
- (4) 概 要 別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7・8・9年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加者資格者のうち、次に掲げるすべての事項に該当することとします。

- (1) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものに納入実績を有していること。
- (2) 獣害防止柵の設置日に、現場で誠意をもって設置方法等の説明・指導ができる者を配置できること。(3日程度の予定)
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産省、奈良県及び奈良市の入札参加停止期間中でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月24日から、令和8年10月13日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市観光経済部農政課（奈良市ホームページにも公表しています。）

4 仕様書等に関する質問

(1) 提出方法

仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い、メールにより提出すること。

ア 提出日時 令和8年10月2日午後4時まで

イ 提出場所 奈良市農政課 mail:nousei@city.nara.lg.jp

ウ 電話、郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

(2) 回答方法

(1) の質問に対する回答は、メールによる通知とする。また、奈良市ホームページにも公表する。

5 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

令和8年10月13日 午後1時10分

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則に準じ、同規則第4条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 納品実績調書及び令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間において、国若しくは地方公共団体又は鳥獣被害防止特措法に基づく協議会に納入した実績がわかる書類（契約書、仕様書等の写し）

※納品実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。

ウ 獣害防止柵の設置方法等の説明・指導をする者の経歴書(受注後変更可)

エ 契約に係る入札参加停止に関する申立書

(2) 入札参加申請方法

令和8年9月24日から令和8年10月2日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市観光経済部農政課に（1）の書類を持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和8年10月5日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
- ケ 入札書の日付が入開札日でない入札
- コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 交付金事業のため、当協議会に交付金が入金次第、速やかに支払います。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則に準ずるものとします。
- (4) 入札に関する問い合わせ先
奈良市鳥獣被害防止対策協議会（奈良市役所農政課内）
電話 0742-34-5142